

養育費に関する公正証書等 作成費を補助します

養育費の継続的な確保を支援し、ひとり親家庭の生活の安定を図ることを目的に、公正証書等作成にかかる費用を補助します。

【対象者】

関市にお住まいのひとり親家庭の母または父で次の要件をすべて満たす方

- ・ 養育費の取決めに係る公正証書などの費用を負担した方
- ・ 養育費の取決めに係る債務名義を有している方
- ・ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している方
- ・ 過去に同一の児童を対象として国、県その他の団体から補助金の交付を受けていないこと

【補助の対象となる費用】

養育費に関する以下の費用

- ・ 公正証書の作成にかかった費用（公証人手数料）
- ・ 家庭裁判所等の申立てまたは裁判にかかった費用（収入印紙代、切手代）
- ・ 公証人役場等に提出する戸籍謄本等発行手数料

【補助金額】

上限 2 万円

【申請方法・申請期限】

公正証書等を作成した日から 6 カ月以内が申請期限となります。
下記の必要書類をそろえて、子ども家庭課に申請をしてください。

【必要書類】

- 1 関市養育費に関する公正証書作成費等補助金交付申請書
- 2 補助対象となる経費の領収書等
- 3 養育費の取決めをかわした文書
- 4 児童扶養手当を受給していない方は、戸籍謄本
- 5 その他市長が必要と認めるもの（必要に応じお願いすることがあります）